

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成30年10月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800197号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800031号

第1 結論

昭和51年6月から同年9月までの請求期間並びに昭和55年10月及び同年11月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年6月から同年9月まで
② 昭和55年10月及び同年11月

私の国民年金の加入手続並びに請求期間①及び②を含む期間の国民年金保険料の納付について、母が手続を行い納付してくれたと思うが、母は既に亡くなっているため詳しいことは分からない。

請求期間①及び②を含む期間の国民年金保険料が納付済みと記載されているA県B町(現在は、C町)役場が作成した国民年金保険料納付記録連絡表(以下、「連絡表」という。)を資料として提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたB町役場作成の請求者に係る昭和55年12月5日付けの連絡表を見ると、「51年6月から55年11月まで納付」の記載が確認できる上、当該記載内容について、C町役場及び同役場の担当者は、国民年金保険料に係る納付済期間、免除期間及び未納期間の月数を証明するものと考えられることから、請求期間①及び②の国民年金保険料は納付済みであるとされる旨回答及び陳述している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者記録により、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和53年12月頃に行われたことが推認できることから、請求期間①の国民年金保険料は、当該加入手続時点では時効により納付することができなかったものの、当時、第3回特例納付制度が実施されていたことから、当該国民年金保険料が特例納付により納付された可能性を否定できない。

さらに、請求者から提出された納付書・領収証書を見ると、請求期間②直後の昭和55年12月から昭和56年3月までの国民年金保険料が昭和56年6月11日に納付されていることが確認できることから、同日において請求期間②の国民年金保険料を納付することが可能であったこと、並びに前述の連絡表及びC町役場の回答等を踏まえると、当該納付時点において、請求期間②の国民年金保険料が納付されていた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800196号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800057号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月18日の標準賞与額を34万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月18日

ねんきん定期便を確認したところ、A社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録がないことが分かった。

請求期間について、賞与明細書等を提出するので、当該期間に係る賞与の記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与明細書、預金通帳、平成18年分に係る給与所得の源泉徴収票及び給与明細書並びにA社の事業主の回答から判断すると、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与支給額から、34万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付した旨回答しているが、年金事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を見ると、請求者の欄に賞与額の記載がないことから、事業主は賞与明細書により確認できる賞与額を社会保険事務所(当時)に届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800198号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800059号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成11年12月1日から平成18年6月26日までの標準報酬月額を別表のとおり訂正することが必要である。

平成11年12月から平成18年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年12月から平成18年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年12月1日から平成18年6月26日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、給料支払票及び給与支払明細書(以下「給与明細書等」という。)に記載された実際の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、請求期間の標準報酬月額について、実際の控除額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金給付額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書等、総合口座通帳及びB社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者が、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、別表のとおり訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しているが、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、請求期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800198号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800059号

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成11年12月から平成12年11月まで	32万円	26万円
平成12年12月から平成13年9月まで	36万円	
平成13年10月から平成15年4月まで	36万円	28万円
平成15年5月から平成16年8月まで	32万円	
平成16年9月から平成18年5月まで	32万円	30万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800192号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800060号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成3年6月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

平成3年4月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年4月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成3年6月1日から平成6年11月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成3年6月から同年9月までは12万6,000円を14万2,000円、同年10月から平成4年9月までは12万6,000円を15万円、同年10月から平成5年4月までは13万4,000円を15万円、同年5月から同年9月までは13万4,000円を16万円、同年10月から平成6年10月までは14万2,000円を16万円とする。

平成3年6月から平成6年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年6月から平成6年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年4月1日から同年6月1日まで
② 平成3年6月1日から平成6年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格取得年月日が平成3年6月1日と記録されているが、同社には同年4月1日に入社しており、同年4月及び同年5月の給与明細書を見ると、当該給与から厚生年金保険料が控除されているので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年6月1日から同年4月1日に訂正してほしい。

また、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、平成3年6月1日から平成6年11月1日までの期間について、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額となっているので、当該期間の標準報酬月額を給与明細書の保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給与明細書及び社員台帳並びにA社の元取締役の陳述から判断すると、請求者が、当該期間も同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により認められる報酬月額及び日本年金機構の回答から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主から回答を得られないが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である平成3年6月1日と同日であり、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、同日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者資格取得届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成3年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者から提出された給与明細書等から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間②に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成3年6月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から平成5年4月までは15万円、同年5月から平成6年10月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られないが、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額が、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800166号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年6月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の取得年月日が平成2年8月1日と記録されているが、同社には、面接を一緒に受けた同級生と同年6月1日から勤務したことを覚えている。

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年6月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録及びオンライン記録によると、A社(平成4年11月にB社に名称変更)は平成23年6月に破産手続廃止により閉鎖されている上、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、破産手続開始時の事業主に照会したが回答を得られないため、同社における請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主等に確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録があり、所在が判明した者に照会したところ、回答のあった者全員が請求者を記憶していない旨回答又は陳述しており、請求者の請求期間に係る勤務実態等を同僚から確認することができない。

さらに、前述の回答のあった者のうち複数の者は、A社では入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入した旨回答しており、請求期間当時、同社の一部の従業員については、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、請求者が一緒に面接を受けA社に勤務したと記憶している同級生は、連絡先が不明のため照会することができず、請求者の勤務実態等を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。